

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、厳しい経営環境の中、効率的かつ健全な企業経営に向けた目的達成のため、法令・定款・各種規定を遵守し、経営倫理ならびに社会ルールに基づいて誠実に企業の経営職務の遂行を図り、企業倫理の確立と社会から信頼される企業グループを目指しコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。こうした経営活動が将来の業績に結びつくものであり、株主のみならず顧客、従業員、地域社会など、企業に関係を持つあらゆる利害関係者への利益の両立を図り、企業が生き残るため、競争力強化の観点からも効果的で透明な内部統制システムの整備・運用強化に取り組んでおります。

当社は監査役制度を採用しており、現在3名の監査役を任命し、うち2名が会社法に定める「社外監査役」であります。なお、経営の透明性をさらに向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、平成27年6月20日より1名の社外取締役を選任しております。

取締役会は、原則として毎月1回開催しており、付議事項の審議ならびに執行役員より重要な報告を受けた内容について、経営意思決定を行うこととなっております。また、必要に応じて臨時の取締役会を適時開催し重要事項の審議を遅滞無く進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ケイアールディー株式会社	2,280,000	24.93
三相電機取引先持株会	1,467,200	16.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	412,000	4.50
徳永 耕造	309,000	3.37
株式会社石野製作所	246,400	2.69
石野 一郎	210,800	2.30
黒田 栄子	206,400	2.25
黒田 直樹	205,216	2.24
三相電機社員持株会	190,130	2.07
SMBCファイナンスサービス株式会社	184,800	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員	500人以上1000人未満

数	
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する方針について
当社においては、支配株主に該当する株主は存在していないものと認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
足立 安孝	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
足立 安孝	○	独立役員	他社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことができる。 なお、当社との利害関係が無いことから独立役員として選任。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、会計監査人の監査に同席し、会計監査人と緊密な連携を保ち監査成果の充実に向け取り組んでおります。また子会社の監査においても、常勤監査役は会計監査人と同行し、会計監査人との連携に努めております。

当社の内部監査および監査役監査の組織は、監査部を代表取締役社長が直轄する組織とし、監査部員が内部監査の職務執行を行うとともに、代表取締役社長が必要と判断した場合、監査部員以外の社員を臨時監査員として任命し、会計監査、業務監査の執行に当たらせています。また常勤監査役はこれらの内部監査に同席するなど、監査部員との連携に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浜野 信夫	他の会社の出身者													○
西井 博生	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浜野 信夫	○	独立役員	実業界での長年蓄積した経験と幅広い知識を、当社の監査に活かしていただくことができる。 なお、当社との利害関係が無いことから独立役員として選任。
西井 博生	○	独立役員	公認会計士としての専門的見地から、当社の経営に対して的確な助言・提言をいただくことができる。 なお、当社との利害関係が無いことから独立役員として選任。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

経営陣が、報酬の増大化を図るため、不当な決算処理や株価対策などモラルの低下をもたらす可能性があるため、現在においては実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員報酬の内容として、昨年度の取締役4名に対する報酬の額(使用人兼務役員の使用人部分は除く)は67,940千円、監査役4名(退任した社外監査役を1名含む)に対する報酬の額は5,640千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会で承認された方法に基づき決定しています。
取締役会の授権を受けた代表取締役社長が各取締役の支給額について、それぞれの所管する部門の業績等を総合的に勘案のうえ決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

統括管理部が事務局となり、社外取締役および社外監査役に対し、取締役会の開催に際しての事前資料配布を行うとともに、開催日程の連絡や業務執行に関するサポートを行っております。また、社外監査役には常勤監査役より必要となる資料も配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は取締役会、監査役会、執行役員会および会計監査人を置き、各機関により決定等を行っております。指名委員会等設置会社または監査等委員会設置会社への移行については、継続して検討してまいります。法的にも整備強化された現在の監査役制度により、業務執行状況の監査に対応できるものと考えております。

(1) 業務執行体制

取締役会は6名の取締役によって構成され、原則毎月1回開催するほか必要により臨時取締役会を開催し、重要事項の意思決定を行います。また、経営体制と業務執行体制を分離することで、機動的かつ効率的な事業運営を行うことを目的に執行役員制度を導入し、6名で構成する執行役員が業務の執行を行い、原則月1回執行役員会を開催し業務執行状況を監督しております。監査役3名は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるなど監査を行っております。

(2) 監査体制

監査役会は3名の監査役(常勤監査役1名、社外監査役2名)によって構成され、原則毎月1回開催し経営の監査を行っております。また常勤監査役は部長以上で構成される経営会議に出席し、経営状況を監視し、他の監査役へ報告を行っております。

(3) 報酬決定等

役員の報酬の金額および支払方法等については、内規で定めた方法により決定しております。

(4) 会計監査

会計監査は新日本有限責任監査法人が担当しており、会計監査人と監査役および監査部員との連携を保ち、効率的な監査の実施に努めています。

(5) 独立役員の確保

取引所の上場規則で定める独立役員については、社外取締役1名および社外監査役2名を選任しています。当社外取締役および社外監査役の独立役員3名は当社との特別な利害関係は無く、利益相反の生じるおそれが無いものと判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、「監査役設置会社」を採用しております。取締役会において経営の重要課題に関する意思決定を行い、執行役員会において業務執行の監督を行い、監査役会がそれを監査する体制が効果的であると判断しております。更に、平成27年6月20日より1名の社外取締役を選任し、コーポレートガバナンスの向上が図れるものと考えております。また事業規模の観点から取締役が執行役員を兼務し、業務執行の責任者として各現場の第一線で活躍することが経営の迅速化や効率化につながるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については総会集中日を避け、土曜日に実施しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	会社説明資料、決算説明資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	統括管理部 経営企画課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社員倫理規程、コンプライアンス基準を定め法令遵守と企業倫理の徹底に努めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムISO14001の認証取得し環境保全に努めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款、その他社内諸規程等の遵守ならびに社会倫理の尊重を行い、取締役が率先垂範して使用人への周知徹底を図る。
社内体制としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題の把握と改善に努めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。また使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「公益通報者保護規程」を定める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき文書または電磁的媒体により記録を行うとともに、閲覧が容易な状態で定められた期間、保存および管理を行うものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 製品市場、為替相場、金利や株価等による市場リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク等様々なリスクに対処するため、「経理規程」、「与信管理規程」、「デリバティブ管理規程」、「安全衛生管理規程」、および「危機管理規程」に従い対応を図る。
全社的なリスクを総括的に管理する部門を総務担当部署とし、リスク内容により関連規程で定める部署が、リスク管理体制の確立を図る。

ロ. 監査役および監査部員は、各部門のリスク管理状態を監査し、監査役はその結果を取締役会にて報告するものとする。

ハ. 事業活動上の重大な事態が発生した場合は、社長の指揮下に対策本部を設置し迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務執行が効率的に行われることの基礎体制として、取締役会を月1回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。また執行役員制度を導入しており、執行役員会を月1回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。

ロ. 取締役は、経営戦略遂行のため中期経営計画会議にて、中期経営計画および年次事業計画の策定を行い、月1回その会議の場において進捗状況の確認を行うものとする。また執行役員が同会議に出席し、目標達成のための活動報告を行うものとする。

ハ. 取締役の業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」の責任および権限、また執行の手続きに基づき行うものとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 使用人は、法令、定款はもとより社員の行動規範および社内諸規程に則り行動するものとする。またコンプライアンス委員会は、使用人への指導教育を補佐し、法令および定款の遵守、コンプライアンスの実効性の確保に努める。

ロ. 使用人は、法令、定款ならびに社会通念に反する行為等の事実を知った場合、「公益通報者保護規程」に基づき、社内の所定の窓口に通報を行い、不正行為等の早期発見と是正が行われる体制とする。

ハ. 監査部員は、「内部監査規程」に基づき各部門の業務に関し、法令、定款および社内諸規程の遵守状況ならびに、職務執行の手続き等の内部監査を行い、社長および監査役に対しその結果を報告し、内部監査により判明した各部門の指摘事項等の是正確認を行うものとする。

(6) 当会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とする。また子会社担当の執行役員を配置し、事業計画の遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立等、子会社の統括管理を行うものとする。

更に海外子会社においては、担当の取締役が海外子会社の会計監査人と連絡を密にし、企業統括に努める。

ロ. 国内子会社の代表取締役は、当社の経営会議に出席し、子会社の進捗状況を定期的に報告するものとする。

ハ. 監査役および監査部員は、当社の内部監査と同様に子会社においても同様の監査を行うものとする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助する使用人を必要とした場合、取締役会において監査役と協議の上、監査部員から監査役の補助すべき使用人として任命することができる。

(8) 使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の補助する使用人においては、取締役からの独立性を確保するものとし、その使用人に対する任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ. 「監査役会規程」、「監査役監査規程」に基づき、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制を整備することとする。

ロ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の報告状況を把握するため、取締役会、執行役員会および経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員および使用人に対し、説明を求めることができるものとする。

ハ. 取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項ならびに法令および定款違反、不正行為の事実等を知った場合、監査役に報告するものとする。監査役は、必要に応じて取締役、執行役員および使用人に対し、報告を求めることができるものとする。

(10) 子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

イ. 子会社各社の取締役、監査役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行うものとする。

ロ. 子会社各社の取締役、監査役および使用人は、法令等の違反行為等、子会社各社若しくは他のグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行うものとする。

(11) 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社は、当社監査役へ前項(9)ハおよび(10)の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを禁止し、その旨をグループ各社の取締役、監査役および使用人に周知徹底するものとする。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査部、会計監査人およびグループ各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

(13) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る

方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に係る費用または債務を処理するものとする。

(14)財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適正な内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価および是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向け顧問弁護士や警察当局などの外部専門機関とも連携を取り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切関わりをもたず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 決定事実、発生事実、決算内容の開示事象発生
2. 資料作成(適時開示担当役員指示)
 - (1)経営企画担当部署
 - ・決定事実に関する情報
 - ・発生事実に関する情報
 - ・業績予想、配当予想の修正等
 - (2)経理担当部署
 - ・決算内容(業績予想、配当予想の修正等除く)
3. 内容確認

適時開示担当役員(経営企画担当)確認
 ※決算内容については監査法人の監査
4. 決議又は発生事実の確認
 - ・株主総会決議
 - ・取締役会決議
 - ・執行役員会決議
 - ・経営会議決議
 - ・その他発生事実(内容により臨時取締役会の開催)
5. 適時開示
 - (1)経営企画担当部署
 - ・東京証券取引所(TD-net)開示または資料送付
 - ・東京、播磨記者クラブに資料投函または記者発表
 - ・その他メディア資料送付
 - ・決算公告等の法定公告
 - ・自社ホームページへの掲載
 - (2)経理担当部署
 - ・近畿財務局提出(EDINET)

手続きは弊社「開示処理要領」による。

コーポレートガバナンス体系図

